

古畳から再利用される稲わらの利用に注意を

## 安全な飼料を給与する

1971年以前の稲わらを使用した古畳には、DDT、BHC等の現在使用が禁止されている有機塩素系殺虫剤を含む場合があります。

安全・安心な畜産物を生産することが重要となってきたことから、稲わらについて購入や使用の際に十分ご注意願います。

- 1 安全性の確認なしに、古畳をほぐして家畜の飼料や敷料に用いないでください。
- 2 「飼料の有害物質の指導基準」を超えて有害物質を含む稲わらは、飼料として販売や使用をしないで下さい。
- 3 古畳をほぐして飼料用に販売又は譲渡する場合、飼料安全法に基づく飼料製造業者の届出が必要です。
- 4 家畜の飼料などに用いるための稲わらを購入する際は、来歴や品質管理の方法等について販売業者に確認下さい。

現在、有機塩素系殺虫剤のDDT、BHC等は、その強い残留性や蓄積性のために使用が禁止されています。禁止されたのは、1971年(昭和46年)以降であるために、それ以前の稲ワラを使用し製造された畳には多く含まれています。

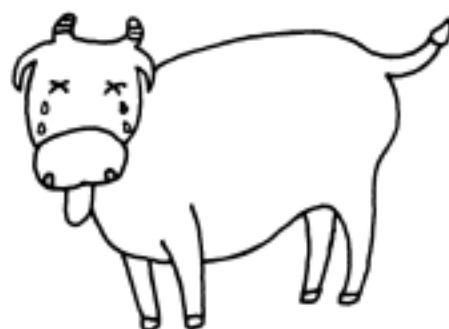
飼養牛に異常が見られましたら担当の獣医師および家畜保健衛生所へ連絡してください。

飛 騨 家 畜 保 健 衛 生 所

高山市上岡本町7-468

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp



# 飼料の有害物質の指導基準

(昭和63年10月14日付け農林水産省畜産局長通知63畜B第2050号)

種類	有害物質名	基準 (ppm)	対象となる飼料
農薬	ヘプタクロル(ヘプタクロル・エポキサイドを含む)	0.02	配合飼料、乾牧草等
	ディルドリン(アルドリンを含む)	0.02	
	総DDT	0.5	
	BHC	0.05	
	マラチオン	5.0	
	パラチオン	0.5	
	フェニトロチオン	5.0	
	エンドリン	0.01	
	ダイアジノン	5.0	
	ピリミホスメチル	4.0	
	ピペロニルブトキシド	8.0	
	EDB	0.1	
	カルバリル	5.0	
	クロルピリホスメチル	3.0	
	ジクロルボス	2.0	
	チアベンダゾール	5.0	
	フェンチオン	1.0	
	フェントエート	1.0	
	フェノバルブ	1.0	
	イソプロカルブ	0.5	
	クロルプロファミ	0.2	
	EPN	0.5	
	ホサロン	5.0	
	アラクロール	5.0	
	アレスリン	1.0	
	フェンバレレート	5.0	
	ベノミル	20.0	
	ペルメトリン	10.0	
	アセフェート	5.0	
	エジフェンホス	50.0	
	エチオン	10.0	
	エトリムホス	5.0	
クロルピリホス	0.5		
クロルフェンピンホス	5.0		
クロルベンジレート	1.0		
2,4-D	0.5		
イソフェンホス	1.0		
テルブホス	5.0		
ホスメット	20.0		
メチダチオン	20.0		
重金属等	鉛	3.0	配合飼料、乾牧草等
		7.5	魚粉、肉粉、肉骨粉
	カドミウム	1.0	配合飼料、乾牧草等
		2.5	魚粉、肉粉、肉骨粉
	水銀	0.4	配合飼料、乾牧草等
		1.0	魚粉、肉粉、肉骨粉
ひ素	2.0	配合飼料、乾牧草等	
	7.0	魚粉、肉粉、肉骨粉	
かび毒	アフラトキシンB1	0.02	配合飼料(牛用(ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用(ほ乳期子豚用を除く)、鶏用(幼すう用及びプロイラー前期用を除く)うずら用)
		0.01	配合飼料(ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、プロイラー前期用)

注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ハイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。